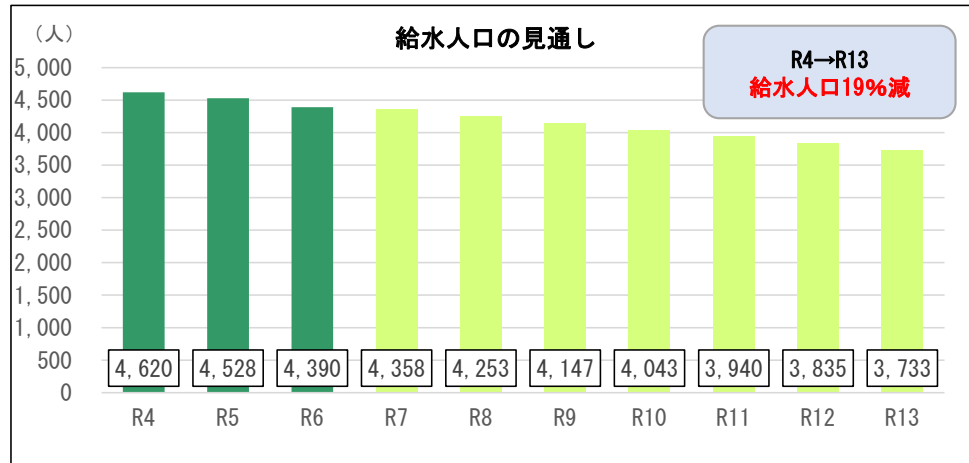


1. 収入の見通し（水需要等の見通し）

給水人口の見通し

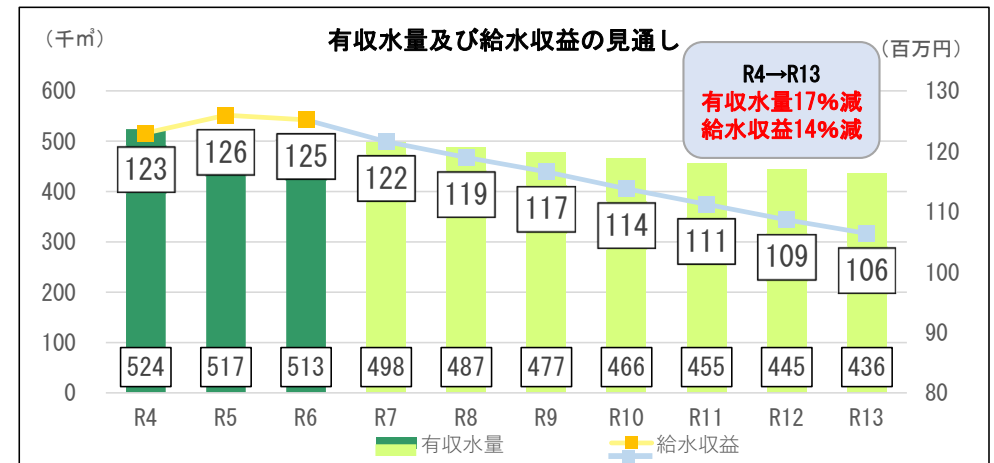
- ◆ 令和13年度の給水人口は令和4年度と比べて約887人（19%）減少する見通しです。



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに推計
 ※ 令和4年度から令和6年度は実績値

有収水量、給水収益の見通し

- ◆ 令和13年度の有収水量は令和4年度と比べて約88千 m^3 （17%）減少する見通しです。
 ◆ 給水収益（料金収入）については、約17百万円（14%）減少する見通しです。



※ 令和4年度から令和6年度は実績値
 ※ 令和4年度に料金改定（平均改定率26%）を実施
 ※ 給水収益は令和4年度は新型コロナウイルス感染症、令和5年度、令和6年度は物価高騰の影響を受けて実施した基本料金減免の財源である千早赤阪村一般会計繰入金を含む。

2. 支出の見通し（施設整備計画（投資計画））【再掲第1回】

【村内連絡管整備事業（施工中）】

○ 概要

- ◆ 新たに小吹台受水場を新設し、そこから企業団水を受水し村内に給水することにより、岩井谷浄水場を廃止します。

岩井谷浄水場の課題

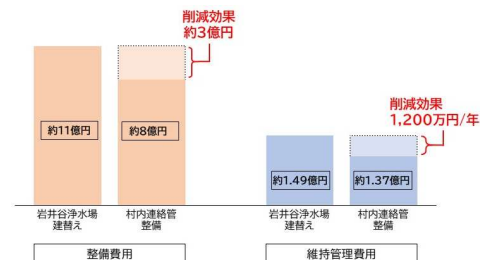
- 稼働後50年以上経過し、老朽化が著しい
- 耐震性がない
- 水源が沢水であるため水質が不安定であることに加え、水量が乏しく濁水が頻発（令和7年度は住民に3割程度の節水を依頼（約1ヵ月））

- ◆ 既存の企業団水エリアのバックアップとして川野辺受水場までの連絡管を整備します。

○ 整備事業の効果

- 安定給水の確保
- 施設更新費の低減（浄水場の更新不要、補助金の活用）
- 維持管理費の低減（浄水場の点検・修繕・運転が不要）
- 基幹管路の耐震化率の向上

○ 費用効果（岩井谷浄水場を更新する場合との比較）



出典：千早赤阪水道事業料金検討部会 報告書（令和3年10月5日）

○ 村内連絡管整備事業の概要

- ◆ 令和4年の料金改定以降に実施した詳細設計や物価、人件費の高騰を受け、整備内容を一部変更して実施します。

	令和4年料金改定時	令和8年3月時点
総事業費	約8億円	約10億円
供用開始	令和9年4月～	令和10年10月～
概要	管路布設：約 8km ポンプ場設置：1 施設 配水池設置：1 池	管路布設：約 8km ポンプ場設置：1 施設 減圧水槽設置：1 池

○ 施設整備計画の検討

- ◆ 震災等の災害時においても給水を継続できるよう、まずは「基幹管路」である村内連絡管の布設に優先的に取り組んでいます。
- ◆ 村内連絡管の布設後は、漏水が多い区域の管路更新を優先的に取り組みます。その後、避難所となる公共施設などの「重要施設」への供給ルート上の管路（重要施設配水管路）の更新・耐震化に取り組めます。

	令和9年度～令和13年度
事業費	4億円 （うち村内連絡管整備事業2億円）
基幹管路の耐震管率	令和11年度 41% 令和13年度 41% 令和6年度実績：7%
重要施設配水管路の耐震管率	令和11年度 8% 令和13年度 8% 令和6年度実績：8%

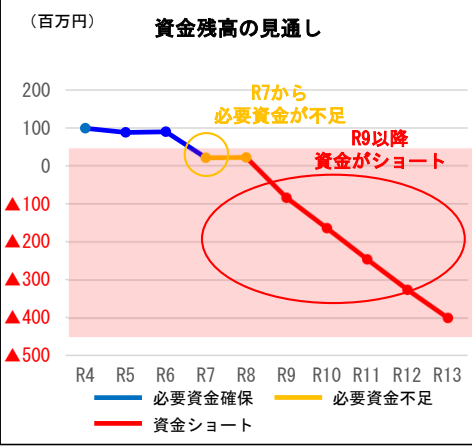
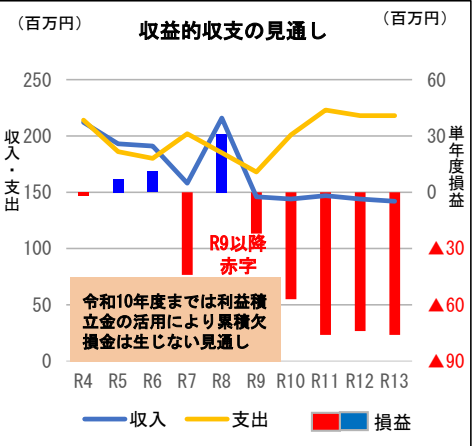
3. 経営改善の取組み（収入確保・支出削減及びその他の取組み）

○ 支出削減の取組み

項目	内容	支出削減額	実施について
水道センターの統合	太子・河南・千早赤阪の3水道センターの統合により人件費を削減	約200万円/年 (令和7年4月～)	実施済
水道料金徴収等業務の統一化	業務の統一化を目的に統合水道料金システムへの移行を行う。水道事業統合促進基金の活用により、水道料金システムの更新費用を削減	約800万円 (令和8年4月～)	実施済
岩井谷浄水場廃止による維持管理費の削減	岩井谷浄水場廃止により維持管理費を削減	約180万円/年 (令和10年10月～)	実施予定

4. 財政収支の見通し（現行料金（供給単価245/㎡）の場合）

- ◆ 収益的収支について、収入は給水収益の減少、令和9年度以降統合に伴う村からの繰入金を見込んでおらず減少する見通しです。支出については令和10年10月より村内連絡管の供用が開始するため、令和11年度より受水費、減価償却費が増加する見通しです。一方、岩井谷浄水場の廃止により施設管理に係る委託料が減少する見通しです。結果、令和9年度より恒常的に損益が赤字となり、赤字の幅が拡大する見込みです。
- ◆ 資金残高は、令和7年度に事業運営に必要な資金（給水収益の3か月分）を確保できなくなり、令和9年度以降は資金がショートする見通しです。



【令和4年度の料金改定時の財政収支の見通しとの比較】

【収益的収支】

- ◆ 収入：給水収益（料金収入）は令和4年度料金改定時の予測を上回る見通しです。
- ◆ 支出：村内の給水の約7割を担う水源である岩井谷の渇水頻度が高くなっており、特に令和4、5年度はその影響を大きく受けたため、受水費が増加しました。また、漏水による修繕費や渇水対応に係る委託料も増加しています。修繕費については、令和9年度以降優先度を見極めて更新を行います。委託料については、令和10年10月以降、岩井谷浄水場の廃止により施設管理に係る委託料が減少する見通しです。
- ◆ 損益：令和4年度の料金改定時の財政収支の見通しと比較して、令和4年度から令和13年度の累計で約900万円悪化する見通しです。

【収益的収支】

- ◆ 損益の悪化、物価上昇による建設改良費の増加などにより、資金残高は令和13年度時点で令和4年度の料金改定時の財政収支の見通しと比較して約2930万円悪化する見通しです。

○ 収入確保の取組み

項目	内容	収入確保額
統合による国交付金の活用	広域化に係る国交付金を最大限に活用し、施設整備を推進する。	27100万円(平成29年度～令和6年度実績) 5100万円(令和7年度～令和8年度見込)

○ その他の取組み

項目	内容	実施について
組織的な非常時対応	漏水や停電などの事故により応急給水や応急復旧が必要な場合は企業団全体で対応（近隣の水道事業所や水道センターから給水車、職員を迅速に派遣、本部での指揮・調整）	危機事象発生時に実施（令和7年12月～令和8年1月に発生した渇水時に実施）

5. 必要な料金収入の検討

- ◆ 料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平などを考慮し、公益社団法人日本水道協会が発行している「水道料金算定要領」において概ね3年から5年を基準に設定することとされています。
- ◆ 必要な料金収入の検討においては、今後の物価上昇率2%※1を見込んで料金算定期間を5年間とする場合(ケース1)と、目下の社会情勢や物価上昇などの先行き不透明な状況、今後の受水費単価（水道用水供給事業の料金）の動向を踏まえ短期間で料金を見直すことを前提に物価上昇率を見込まず、料金算定期間を3年間とする場合(ケース2)を比較して検討します。

① 料金算定期間（改定期間）の設定

設定内容	
料金改定期間	料金算定期間
令和9年度	ケース1：5年間（令和9年度～令和13年度）
	ケース2：3年間（令和9年度～令和11年度）

② 条件の設定

- ◆ 水道事業の健全経営を維持するため以下の条件により必要な料金収入を検討します。

条件の内容	
単年度損益	単年度黒字 (利益積立金の活用も含む)
資金残高 実際の水使用から料金を収納するまでのタイムラグを考慮し設定	給水収益の 3か月分以上
料金回収率 給水に係る費用が、給水収益でどの程度賄えているかを表す指標。 ただし検討に当たっては一過性の要因である岩井谷浄水場廃止に係る固定資産除却費を給水原価から 控除して算出	料金算定期間中における 料金回収率の平均が100%以上

③ 料金改定期間内においてすべての条件を満たす料金収入（供給単価）の増加率

ケース	評価			企業債残高対給水収益比率	計画の目標（耐震管率等）達成	供給単価の増加率
	単年度損益	資金残高	料金回収率			
ケース1	○	○	○※2	R13 466.9%	○	67.8%
ケース2	○	○	○※2	R11 490.1%	○	52.5%

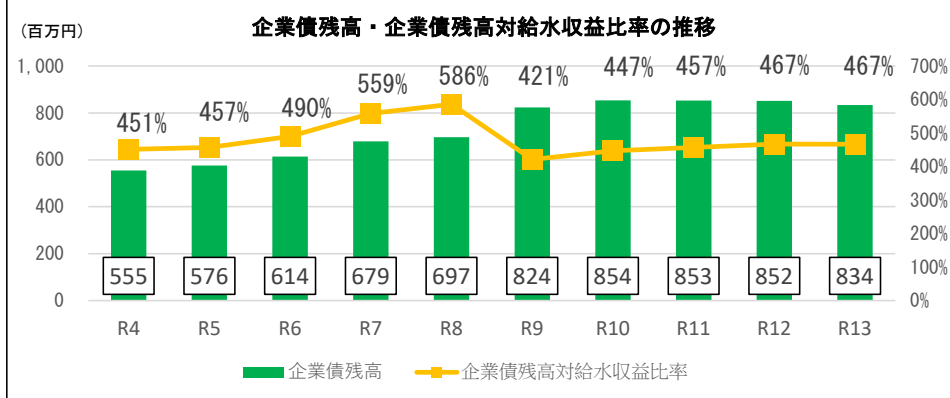
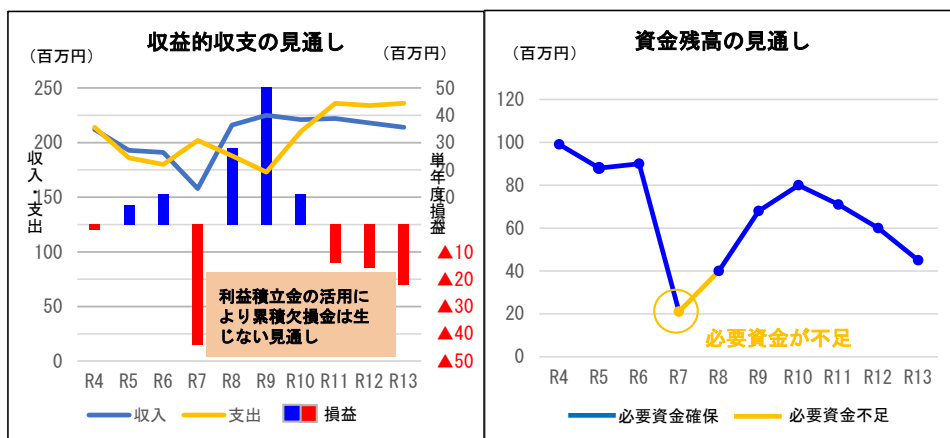
※1 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年1月22日経済財政諮問会議提出に基づく）

※2 ケース1の料金回収率はR9:129.3%、R10:115.1%、R11:89.9%、R12:88.8%、R13:85.9%

ケース2の料金回収率はR9:121.3%、R10:109.0%、R11:85.7%

財政収支の見通し（ケース1 料金算定期間5年）（令和9年度～令和13年度）

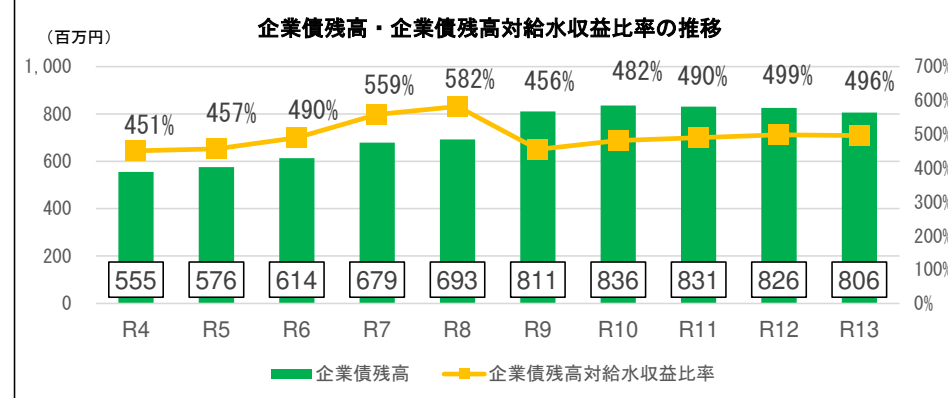
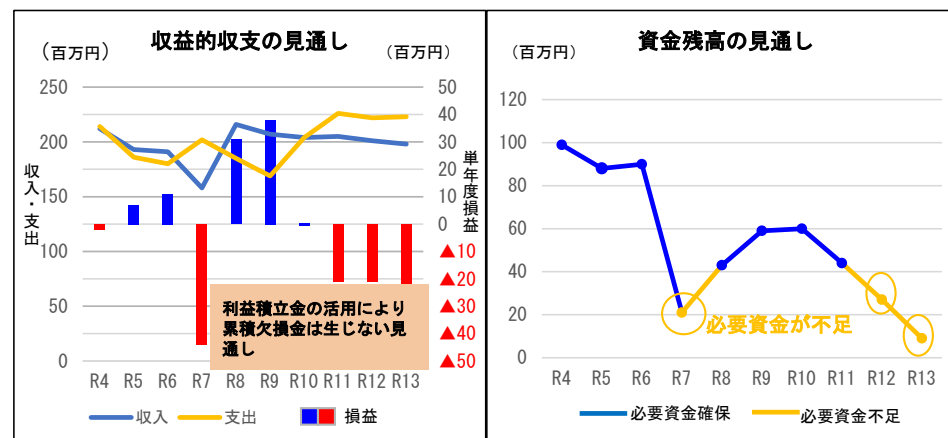
- ・令和9年度～令和13年度の事業費 **4億円**
- ・令和13年度の基幹管路の耐震管率 **41%** / 重要施設配水管路の耐震管率 **8%**
- ・供給単価の増加率 **67.8%**（245円/㎡ → 410円/㎡）



※企業債残高対給水収益比率(%) = 企業債残高 ÷ 給水収益 × 100 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標

財政収支の見通し（ケース2 料金算定期間（令和9年度～令和11年度））

- ・令和9年度～令和11年度の事業費 **3億円**
- ・令和11年度の基幹管路の耐震管率 **41%** / 重要施設配水管路の耐震管率 **8%**
- ・供給単価の増加率 **52.5%**（245円/㎡ → 373円/㎡）



【加入金を取り巻く状況】

6. 加入金

- ◆ 加入金とは、給水装置の新設、増径工事の実施に際し、工事申込者から一時金として徴収する負担額をいいます。
- ◆ 水需要の増加に対応し、新規の水源開発や水道施設の増強を行うために増加する費用の負担について、新規の需要者と従来の需要者との負担の公平を期するために導入された制度です。
- ◆ 加入金に係る収入については、水道事業者ごとに取扱い（収益的収入とするか資本的収入とするか）が異なっており、千早赤阪水道事業は、収益的収入として取り扱っています。

- ◆ 今後、水需要減少期における加入金制度の考え方を整理する必要があります。

- ◆ 水道料金算定要領では、水道事業の対象経費は水道料金で回収することを原則にしつつ、加入金を徴収している水道事業者がそれぞれの事業の状況を鑑みて、将来的に廃止のタイミングも含めて判断できるようにするため「経過措置」とされています。



【今回の料金改定時での対応】

- ◆ 今回の料金改定に当たっては、現行の加入金制度を継続し、収入の取扱いも変更しません。